



2021年9月1日

各 位

会 社 名 NCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 梶原 浩規
(コード：6236、東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 村田 秀和
(TEL. 03-6859-4611)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、2021年9月1日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、2016年4月、単独株式移転の方式により、日本コンベヤ株式会社の完全親会社として設立され、当社、当社の子会社5社及び当社の関連会社2社（注1）（以下総称して「当社グループ」といいます。）は、コンベヤ関連及び立体駐車装置関連の製作、販売及び工事の施工、及び再生エネルギー関連の販売及び工事の施工を主要な事業としております。当社は、2018年6月に現経営体制に移行し、お客様に信頼され選ばれるメーカーとして進化し続けるため、エンジニアリング事業の収益力強化、立体駐車装置関連事業における市場シェアの拡大、メンテナンス事業の安定収益体制の構築・拡充等の諸施策を推進してまいりました。その結果、当社グループの業績は、2021年3月期に過去最高益（親会社に帰属する当期純利益：1,033百万円）及び増配を達成し、財務面においても2021年3月末現在で自己資本比率が58.8%に達しました。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うことを目的とするものであり、当社はこれまでに取締役会の決議に基づき株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により自己株式の取得を行っており、具体的には、2019年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、当社普通株式80,000株（2018年12月31日時点の

所有割合(注2)1.25%(取得期間2019年2月14日から2019年5月9日、買付総額41,410,800円)、2019年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、当社普通株式100,000株(2019年9月30日時点の所有割合(注3)1.56%(取得期間2020年1月8日から2020年3月5日、買付総額62,272,700円)、2020年3月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社普通株式53,700株(2019年12月31日時点の所有割合(注4)0.84%(取得期間2020年4月22日から2020年7月21日、買付総額28,420,600円)、さらに、2021年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、当社普通株式3,500株(2020年12月31日時点の所有割合(注5)0.05%(取得期間2021年2月19日から2021年3月5日、買付総額2,274,100円)を取得しております。

(注1)当社の子会社は、日本コンベヤ株式会社、エヌエイチサービス株式会社、関西電機工業株式会社、丹那アグリソーラーエナジー合同会社及びNippon Conveyor Vietnam Co., LTD.です。当社の関連会社は、NH Parking Systems Taiwan Co., Ltd.及びジャパンパーキングサービス株式会社です。

(注2)当社が2019年2月14日に提出した第3期第3四半期報告書に記載の2018年12月31日現在の当社の発行済株式総数(6,416,046株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(1,040株)を控除した株式数(6,415,006株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(注3)当社が2019年11月14日に提出した第4期第2四半期報告書に記載の2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数(6,416,046株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(15,467株)を控除した株式数(6,400,579株)に対する割合をいいます。

(注4)当社が2020年2月14日に提出した第4期第3四半期報告書に記載の2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数(6,416,046株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(15,521株)を控除した株式数(6,400,525株)に対する割合をいいます。

(注5)当社が2021年2月12日に提出した第5期第3四半期報告書に記載の2020年12月31日現在の当社の発行済株式総数(6,416,046株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(39,197株)を控除した株式数(6,376,849株)に対する割合をいいます。

当社は、従前の機関投資家を中心とする株主様との対話を通じて資金使途に関する質問を頂戴したことに加えて、2021年6月22日開催の当社第5回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)では、一般株主の皆様から株主還元策等についてご意見を伺うべく、全ての株主様宛てにアンケートを実施したところ、自己株式の取得を含む株主還元策の見直しを望む意見が確認されたことから、株主還元策を含む資本政策の見直しが必要との認識に至りました。

他方で、当社のその他の関係会社であるTCSホールディングス株式会社(以下「TCSホールディングス」といいます。)は、2002年12月9日付で同社(当時の商号:東京コンピュータサービス株式会社)より提出された大量保有報告書によれば、同年12月2日時点で同社及び共同保有者が合計して当社の前身である日本コンベヤ株式会社の普通株式2,523,000株

(2002年9月30日時点の所有割合(注6)5.15%)を所有していたところ、その後、TCSホールディングスは、市場内取引で当社普通株式を取得し、2017年7月24日付の大量保有報告書の変更報告書No.2によれば、同年7月1日時点で、同社及び共同保有者が合計して当社普通株式2,062,400株(2017年6月30日時点の所有割合(注7)32.15%)を所有するに至っていました。

(注6) 当社の前身である日本コンベヤ株式会社が2002年12月20日に提出した第55期半期報告書に記載の2002年9月30日現在の同社の発行済株式総数(49,003,533株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(10,000株)を控除した株式数(48,993,533株)に対する割合をいいます。

(注7) 当社が2017年8月10日に提出した第2期第1四半期報告書に記載の2017年6月30日現在の当社の発行済株式総数(6,416,046株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(509株)を控除した株式数(6,415,537株)に対する割合をいいます。

当社は、2021年4月26日に、TCSホールディングスほか22社(以下「TCSグループ」といいます。(注8))より、本株主総会において現任代表取締役である梶原浩規氏を再任しないことを含む役員構成の重要な変更を目的とする株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を受け、2021年5月14日の取締役会において本株主提案に反対することを決議しました。当社は、TCSホールディングス及びキャリアスタッフネットワーク株式会社(注9)と2013年3月より業務提携を行っておりましたが、当初見込んでいた業務提携の期待効果が得られない上に、本株主提案がなされたことにより当社とTCSグループとの間の信頼関係が損なわれたと判断したことから、2021年5月24日に当該提携を解消しました。なお、TCSグループは、2021年3月31日時点において、当社普通株式を2,062,400株(所有割合(注10)32.36%)所有しております。

本株主総会では、梶原浩規氏の再任を含む会社提案の役員選任議案は全て可決される一方、TCSグループによる本株主提案の役員選任議案は全て否決されるという結果になりました。なお、本株主提案の提案株主であるTCSグループによる議決権行使を除いて集計した賛成比率は、会社提案の役員選任議案については93.4%から93.6%であり、TCSグループによる本株主提案の役員選任議案については7.4%から8.5%という結果になっております。

このような状況において、2021年7月上旬、当社はTCSグループの代理人弁護士より、本株主総会における一般株主の皆様の議決権行使判断の結果を踏まえ、TCSグループが所有する当社普通株式について買増し又は当社、当社役員若しくは第三者への売却を検討している旨の意向に関する連絡を受領いたしました。

また、同時に、当社はTCSグループの代理人弁護士より、TCSホールディングスの代表取締役社長である高山芳之氏が所有する当社普通株式(2021年3月31日時点、5,350株、所有割合0.08%)、TCSホールディングスの取締役である高山正大氏が所有する当社普通株式(2021年3月31日時点、12,480株、所有割合0.20%)、高山正大氏が代表取締役社長を務めるTCSビジネスアソシエ株式会社(以下「TCSビジネスアソシエ」とい、高山芳之氏及

び高山正大氏と総称して「高山氏ら」といいます。)が所有する当社普通株式(2021年3月31日時点、36,300株、所有割合0.57%)について、高山氏らが買増し又は当社、当社役員若しくは第三者への売却を検討している旨の連絡を受けました。

(注8)「TCSホールディングスほか22社」とは、TCSホールディングス、豊栄実業株式会社、東京コンピュータサービス株式会社、金融システムソリューションズ株式会社、インターネットウェア株式会社、ハイテックシステム株式会社、コンピュータロン株式会社、株式会社アイレックス、シグマトロン株式会社、株式会社テクノ・セブン、ニッポー株式会社、北部通信工業株式会社、アンドール株式会社、株式会社明成商会、ユニシステム株式会社、株式会社サイプレス・ソリューションズ、コムシス株式会社、エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社、株式会社セコニック、MUTOHホールディングス株式会社、武藤工業株式会社、株式会社ムトーエンタープライズ及びムトーアイテックス株式会社を指します。

(注9) キャリアスタッフネットワーク株式会社は、NCシステムソリューションズ株式会社に商号変更後、2021年4月1日にインターネットウェア株式会社に吸収合併されております。

(注10)「所有割合」とは、当社が2021年8月11日に提出した第6期第1四半期報告書に記載された2021年6月30日現在の当社の発行済株式総数(6,416,046株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(42,833株)を控除した株式数(6,373,213株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

当社は、TCSグループ及び高山氏らが売却を含めて検討しているとのかかる意向を受け、上記の通り株主総会において、梶原浩規氏の再任を含む会社提案の役員選任議案は全て可決される一方、TCSグループによる本株主提案の役員選任議案は全て否決されるという結果から、現経営陣の方針・戦略が一般株主の皆様から支持されていることも踏まえ株主還元策を含む資本政策の見直しを行うこととするに至ったこと、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに2021年6月末時点の当社の内部留保を考慮し、2021年7月上旬より、当該株式を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。

当社は、2018年6月に現経営体制に移行し、コンベヤ関連事業、立体駐車装置関連事業、再生エネルギー関連事業においてエンジニアリングとメンテナンスを一層強化し、お客様に信頼され、選ばれるメーカーを目指しております。具体的には、コンベヤ関連事業で培った技術を活かした製品開発に注力し、土木関連の土砂運搬、トンネル工事の進捗に合わせ伸び縮みする「延伸コンベヤ」、立杭の中で垂直に土砂を運び出すことが出来る「スネークコンベヤ」、立杭の中の大型重機を移動させることができる「重量物搬送装置」などの商品を市場に投入、インフラ事業のお客様ニーズに対応し、案件獲得による収益性向上を目指しております。また、立体駐車装置関連事業では、遠隔監視システムの強化やAIやIoTを活用したサービス

の開拓に取り組んでおります。加えて、再生エネルギー関連事業では、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー分野で施工コスト低減へ向けた提案や長期安定稼働に貢献するサービスを提供しております。

また、インフラ設備は保守整備が必要であることに加え、順次その更新時期を迎えるため、コンベヤ、立体駐車装置、太陽光発電所等、当社が手掛けた設備を効率的にメンテナンスすることにより安定した収益計上のできる体制を構築し、企業価値の維持・向上に努めております。当社としては、2021年3月期に過去最高益を達成した現経営体制が企業価値向上の観点から最善の体制であると考えており、本株主総会の結果より株主の皆様から大多数の支持を得られたことも踏まえると、経営の安定化が当社の企業価値向上の観点から課題の一つであるとの認識に至りました。また、当社普通株式を2,062,400株（所有割合32.36%）所有するTCSグループが、一時的にまとまった数量の当社普通株式を第三者に譲渡する可能性、もしくは市場に放出することによる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財務内容を踏まえ、TCSグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式（合計2,116,530株、所有割合33.21%）を自己株式として取得することの検討を進めてまいりました。

かかる検討を踏まえ、当社は、2021年7月上旬以降、TCSグループ及び高山氏らとの間で、TCSグループ及び高山氏らの所有する当社普通株式を自己株式として取得することについて協議を進めてまいりました。

これらの協議にあたり、当社は、2021年7月中旬、当社が自己株式として取得することは、TCSグループ及び高山氏らの所有する当社普通株式が一時的にまとまって市場に放出されることによる当社普通株式の需給関係の一時的な悪化を回避することが期待でき、さらに、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、相対取引での取得ではなく、公開買付けの手法が適切であると判断しました。そこで当社は、2021年7月中旬、TCSグループ及び高山氏らに対し、自己株式の取得方法は公開買付けの手法によることを提案したところ、2021年7月中旬、TCSグループ及び高山氏らより、その所有する当社普通株式の売付けの方法として当社が実施する自己株式の公開買付けに応じるということについて前向きに検討する旨の回答を得ました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）については、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場していること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、TCSグループ及び高山氏らとの間で、2021年7月上旬以降、その所有する当社普通株式の売却価格についての交渉を進めてまいりました。当初、当社は、2021年7月上旬、

TCSグループ及び高山氏らから、その所有する当社普通株式の売却を行うのであれば、その売却価格を、売却の合意が成立した場合の直近時点における過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値以上とすることを希望する旨の打診を受けました。これに対し、当社は、2021年7月中旬、上述のとおり、自己株式の取得方法は公開買付けの手法によることを前提に、公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの判断のもと、TCSグループ及び高山氏らに対し、当該公開買付けはTCSグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式の全てを一時に売却する機会を提供するものであるという観点を重視すべきである旨、また、2021年5月14日に当社取締役会がTCSグループによる本株主提案に対して反対の意見を表明した後に当社普通株式の市場株価が急上昇したという経緯も考慮すべきである旨を申し入れるなどして、本公開買付け価格を2021年5月14日の前日時点における過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントを行った価格である621円とすることを提案しました。

これに対し、TCSグループ及び高山氏らが、2021年7月中旬、本公開買付け価格を1,000円とすることを提案したことを受け、当社は、2021年7月下旬、本株主総会の開催日である2021年6月22日時点における過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格である800円を本公開買付け価格とすることを提案しました。その後、当社は、TCSグループ及び高山氏らから、2021年7月下旬、本公開買付け価格を940円とすることを提案を受けたことを踏まえ、800円から940円の間で、TCSグループ及び高山氏らから応諾を得られる可能性がある水準として当社が想定した価格である840円を本公開買付け価格とすることを提案したところ、TCSグループ及び高山氏らからは、当該価格では本公開買付けへの応募に応じることはできない旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、2021年7月下旬、TCSグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式の全てを自己株式として取得した場合の当社への影響について検討したところ、本公開買付け価格を840円とする提案に対して応じられない旨の回答があったことを踏まえたうえで、840円から940円の間で、TCSグループ及び高山氏らから応諾を得られる可能性がある水準として当社が想定した価格である900円を本公開買付け価格とした場合、当社はその全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2021年8月11日に提出した第6期第1四半期報告書に記載された2021年6月30日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は5,875百万円であり、本公開買付けの買付け資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュフローも一定程度蓄積されると見込まれるため財務状況に大きな影響を与えず、資金不足に陥ることなく、財務の健全性及び安全性を維持できると判断しました。

上記の交渉を踏まえて、当社は、2021年7月下旬にTCSグループ及び高山氏らに対し、当社の財務状況、本株主総会前後の株価推移、900円を本公開買付け価格とした場合のディスカ

ウント率（2021年7月27日の当社普通株式の終値に対して25.31%）と同水準の事例が2016年2月から2021年2月までの他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例（93件）において存在することを勘案しつつ、900円を本公開買付価格とすることに加えて、2021年7月下旬にTCSグループ及び高山氏らの応募予定株数の全ての売付けを実現すること及びその売付けを実現させるため応募予定株数以上の買付株式数とするよう強く要望されたことを受けて、当社としては、株主間の平等性の観点から、TCSグループ及び高山氏ら以外の一般株主の皆様も本公開買付けに応募することが可能であることも踏まえて、TCSグループ及び高山氏らが応募を予定する2,116,530株（所有割合33.21%）の全ての売付けの実現可能性を高めるため、当該応募予定株数の5%の上乗せであれば当社の財務状況に大きな影響は生じないことから、当該応募予定株数に5%上乗せした2,222,357株（所有割合34.87%）を上限とする本公開買付けを実施した場合の応募について打診をしたところ、TCSグループ及び高山氏らから、当該価格にてその所有する当社普通株式の全て（合計2,116,530株、所有割合33.21%）を応募する旨の回答を得ました。

上記の協議を踏まえて、当社は、2021年8月6日開催の当社取締役会において、本公開買付けの是非を検討・判断するにあたって、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するか否か、並びに、本公開買付けの取引条件及び手続が当社の一般株主の皆様にとって不利益なものでないかを検証するため、当社の独立社外取締役から構成される資本政策検討委員会（以下「本委員会」といいます。）の設置について決議し、同日、本委員会を設置いたしました。なお、社外取締役である矢野一氏は、TCSホールディングスの従業員及びTCSビジネスアソシエの役員であり、利益相反の疑いを回避する観点から、本委員会の設置に係る取締役会の審議及び議決に加わっておりません。本委員会の構成委員は、当社の独立社外取締役である、高田明夫氏、藤枝政雄氏、松木謙一郎氏の計3名で構成されており、各委員は、当社の独立社外取締役に係る独立性及び社外性の要件を満たしており、TCSグループ及び高山氏らとの間において、委員の独立性を疑わしめるような取引関係、人的関係、その他の利害関係を一切有しておりません。

その後、本委員会は、2021年8月6日、同月17日、同月24日、同月27日の合計4回開催され、本諮問事項について慎重に討議・検討を行った結果、2021年9月1日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、当社取締役会が本公開買付けの実施を決定することは当社の一般株主の皆様にとって不利益ではないことを内容とする答申書を提出しました。

加えて、当社は、本公開買付価格の決定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関として、株式会社アイ・アールジャパン（以下「アイ・アールジャパン」といいます。）に当社普通株式の価値算定を依頼し、アイ・アールジャパンから2021年8月31日付で取得した株式価値算定書（以下「アイ・アールジャパン株式価値算定書」といいます。）に記載された算定結果（算定結果の詳細は下記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。）も、併せて参考にすることとしました。なお、アイ・アールジャパンは当社及びTCSグループ及び高山氏らの関連当事者に

は該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、アイ・アールジャパンから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

そのうえで、当社は、当社普通株式の市場価格を参照しつつ、アイ・アールジャパン株式価値算定書のディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）で算出される当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲である894円～1,062円のレンジに含まれていること等も勘案した結果、本公開買付け価格を900円とすることといたしました。

なお、アイ・アールジャパンがDCF法による算定の前提とした部分の、当社が2021年5月8日に策定し、その後の経営環境を鑑みて同年7月から8月にかけて一部修正した事業計画（2022年3月期から2024年3月期までの3年間）において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本公開買付けの実施による影響を具体的に見積もることが困難であったことから、当該事業計画は本公開買付けを前提としたものではございません。

以上を踏まえ、当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、2021年9月1日開催の取締役会において、2021年9月2日より、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また、本公開買付け価格を900円とすることを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、TCSグループ及び高山氏ら以外の株主の皆様に対しても応募の機会を提供するという観点、また当社の手元流動性、資本戦略、配当政策及び本公開買付け実施後の財務健全性などの要素を踏まえ、2,222,357株（所有割合34.87%）を上限としております。また、社外取締役である矢野氏は、TCSホールディングスの従業員及びTCSビジネスアソシエの役員であり、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の審議及び議決には加わっておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。この点、2021年6月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は、5,875百万円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、本公開買付けは当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えるものではなく、当社の財務の健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、TCSホールディングスは、本日現在、当社のその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社のその他の関係会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に異動が生じる可能性があります。このような異動が生じた場合には、本公開買付けの結果と併せて改めて公表いたします。また、当社では、本公開買付け成立後において、当社の大株主における議決権保有比率の順位や株主の分散状況等も踏まえ、公正取引委員会に一定の情報提供を行う可能性があります。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針は未定ですが、今後の事業拡大に向けたM&Aでの有効活用、経営計画に沿った形での事業資金調達、更なる従業員のモチベーション向上を目的とした当社グループの従業員に対する株式付与等、今後の経営に資す

るように活用してまいります。

なお、当社は、本公開買付けの実施にあたり、TCSグループ及び高山氏らとの間で、2021年9月1日付公開買付け応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約において、TCSグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式の全て（合計2,116,530株、所有割合33.21%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約において、TCSグループ及び高山氏らは、当社が本公開買付けを開始した場合には、TCSグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式の全てについて、本公開買付けの開始後実務上可能な限り速やかに、本公開買付けにおいて売付けの申込みをするものとされ、当社の事前の書面による承諾がない限り、理由のいかんを問わず、かかる売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約を解除（本公開買付けへの応募の撤回を含む。）しないものとされています。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,222,457株	2,000,211,300円

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式総数(6,416,046株)に占める割合は、34.64%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得し得る株式の総数の上限株数であります。

(注3) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注4) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

(注5) 取得期間は、2021年9月2日(木曜日)から2021年10月29日(金曜日)までです。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2021年9月1日（水曜日）
② 公開買付開始公告日	2021年9月2日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	2021年9月2日（木曜日）
④ 買付け等の期間	2021年9月2日（木曜日）から 2021年10月1日（金曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金900円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場していること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

本公開買付価格の検討にあたっては、TCSグループ及び高山氏らとの間で、2021年7月上旬以降、その所有する当社普通株式の売却価格についての交渉を進めてまいりました。当社は、2021年7月下旬にTCSグループ及び高山氏らに対し、当社の財務状況、本株主総会前後の株価推移、900円を本公開買付価格とした場合のディスカウント率（2021年7月27日の当社普通株式の終値に対して25.31%）と同水準の事例が2016年2月から2021年2月までの他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例（93件）において存在することを勘案しつつ、900円を本公開買付価格とすることに加えて、2021年7月下旬にTCSグループ及び高山氏らの応募予定株数の全ての売付けを実現すること及びその売付けを実現させるため応募予定株数以上の買付株式数とするよう強く要望されたことを受けて、当社としては、株主間の平等性の観点から、TCSグループ及び高山氏ら以外の一般株主の皆様も本公開買付けに応募することが可能であることも踏まえて、TCSグループ及び高山氏らが応募を予定する2,116,530株（所有割合33.21%）の全ての売付けの実現可能性を高めるため、当該応募予定株数の5%の上乗せであれば当社の財務状況に大き

な影響は生じないことから、当該応募予定株数に5%上乗せした2,222,357株（所有割合34.87%）を上限とする本公開買付けを実施した場合の応募について打診をしたところ、TCSグループ及び高山氏らから、当該価格にてその所有する当社普通株式の全て（合計2,116,530株、所有割合33.21%）を応募する旨の回答を得ました。

また、本公開買付価格の算定に際して、TCSグループ及び高山氏ら以外の株主の保護の観点から公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関として、アイ・アールジャパンに当社普通株式の価値算定を依頼しました。なお、アイ・アールジャパンは当社及びTCSグループ及び高山氏らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。アイ・アールジャパンから2021年8月31日付で取得したアイ・アールジャパン株式価値算定書に記載された算定結果も併せて参考にするにとしました。アイ・アールジャパン株式価値算定書においては、市場株価法及びDCF法の各手法を採用し算定を行いました。当該各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。市場株価法においては、本公開買付けの実施について公表した2021年9月1日の前営業日である2021年8月31日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値1,059円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,141円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,156円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値947円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を947円から1,156円までと分析しております。DCF法においては、当社が作成した事業計画に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を894円から1,062円までと分析しております。なお、当社はアイ・アールジャパンから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、アイ・アールジャパンがDCF法による算定の前提とした部分の、当社が2021年5月8日に策定し、その後の経営環境を鑑みて同年7月から8月にかけて一部修正した事業計画（2022年3月期から2024年3月期までの3年間）において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本公開買付けの実施による影響を具体的に見積もることが困難であったことから、当該事業計画は本公開買付けを前提としたものではございません。

当社は、当社普通株式の市場価格を参照しつつ、アイ・アールジャパン株式価値算定書のDCF法で算出される当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲である894円～1,062円のレンジに含まれていること等も勘案した結果、2021年9月1日開催の取締役会の決議により、本公開買付価格を900円とすることといたしました。

なお、本公開買付価格である900円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である2021年9月1日の前営業日（2021年8月31日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,059円に対して15.01%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去

1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,141 円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じとします。）に対して 21.12%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,156 円に対して 22.15%のディスカウント、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 947 円に対して 4.96%のディスカウントを行った価格となります。

当社は、2021年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式 3,500 株を取得（取得期間 2021年2月19日から2021年3月5日、買付総額 2,274,100 円）しており、1株あたりの取得価格の単純平均値は 650 円です。市場買付けの方法による取得価格は各取得日の市場価格によって決定されたものですが、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日の終値は 1,059 円となっており市場株価が上昇していること、及び本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日の当社普通株式の終値 1,059 円から 15.01%ディスカウントした価格となっていることから、本公開買付け価格である 900 円との間には 250 円の差が生じております。

② 算定の経緯

当社は、TCSグループ及び高山氏らとの間で、2021年7月上旬以降、その所有する当社普通株式の売却価格についての交渉を進めてまいりました。当初、当社は、2021年7月上旬、TCSグループ及び高山氏らから、その所有する当社普通株式の売却を行うのであれば、その売却価格を、売却の合意が成立した場合の直近時点における過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値以上とすることを希望する旨の打診を受けました。これに対し、当社は、2021年7月中旬、上述のとおり、自己株式の取得方法は公開買付けの手法によることを前提に、公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの判断のもと、TCSグループ及び高山氏らに対し、当該公開買付けはTCSグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式の全てを一時に売却する機会を提供するものであるという観点を重視すべきである旨、また、2021年5月14日に当社取締役会がTCSグループによる本株主提案に対して反対の意見を表明した後に当社普通株式の市場株価が急上昇したという経緯も考慮すべきである旨を申し入れるなどして、本公開買付け価格を2021年5月14日の前日時点における過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントを行った価格である621円とすることを提案しました。

これに対し、TCSグループ及び高山氏らが、2021年7月中旬、本公開買付け価格を1,000円とすることを提案したことを受け、当社は、2021年7月下旬、本株主総会の開催日である2021年6月22日時点における過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格である800円を本公開買付け価格とすることを提

案しました。その後、当社は、T C Sグループ及び高山氏らから、2021年7月下旬、本公開買付価格を940円とすることの提案を受けたことを踏まえ、800円から940円の間で、T C Sグループ及び高山氏らから応諾を得られる可能性がある水準として当社が想定した価格である840円を本公開買付価格とすることを提案したところ、T C Sグループ及び高山氏らからは、当該価格では本公開買付けへの応募に応じることはできない旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、2021年7月下旬、T C Sグループ及び高山氏らが所有する当社普通株式の全てを自己株式として取得した場合の当社への影響について検討したところ、本公開買付価格を840円とする提案に対して応じられない旨の回答があったことを踏まえたうえで、840円から940円の間で、T C Sグループ及び高山氏らから応諾を得られる可能性がある水準として当社が想定した価格である900円を本公開買付価格とした場合、当社はその全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2021年8月11日に提出した第6期第1四半期報告書に記載された2021年6月30日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は5,875百万円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュフローも一定程度蓄積されると見込まれるため財務状況に大きな影響を与えず、資金不足に陥ることなく、財務の健全性及び安全性を維持できると判断しました。

上記の交渉を踏まえて、当社は、2021年7月下旬にT C Sグループ及び高山氏らに対し、当社の財務状況、本株主総会前後の株価推移、900円を本公開買付価格とした場合のディスカウント率(2021年7月27日の当社普通株式の終値に対して25.31%)と同水準の事例が2016年2月から2021年2月までの他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例(93件)において存在することを勘案しつつ、900円を本公開買付価格とすることに加えて、2021年7月下旬にT C Sグループ及び高山氏らの応募予定株数の全ての売付けを実現すること及びその売付けを実現させるため応募予定株数以上の買付株式数とするよう強く要望されたことを受けて、当社としては、株主間の平等性の観点から、T C Sグループ及び高山氏ら以外の一般株主の皆様も本公開買付けに応募することが可能であることも踏まえて、T C Sグループ及び高山氏らが応募を予定する2,116,530株(所有割合33.21%)の全ての売付けの実現可能性を高めるため、当該応募予定株数の5%の上乗せであれば当社の財務状況に大きな影響は生じないことから、当該応募予定株数に5%上乗せした2,222,357株(所有割合34.87%)を上限とする本公開買付けを実施した場合の応募について打診をしたところ、T C Sグループ及び高山氏らから、当該価格にてその所有する当社普通株式の全て(合計2,116,530株、所有割合33.21%)を応募する旨の回答を得ました。

i. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関として、アイ・アールジャパンに当社普通株式の価値算定を依頼し、アイ・アールジャパンから 2021 年 8 月 31 日付で取得したアイ・アールジャパン株式価値算定書に記載された算定結果も、併せて参考にすることとしました。なお、アイ・アールジャパンは当社及び T C S グループ及び高山氏らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、アイ・アールジャパンから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

ii. 当該意見の概要

アイ・アールジャパン株式価値算定書における当社普通株式の 1 株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。詳細は上記「算定の基礎」をご参照ください。

市場株価法 : 947 円～1,156 円
D C F 法 : 894 円～1,062 円

iii. 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、当社普通株式の市場価格を参照しつつ、アイ・アールジャパン株式価値算定書の D C F 法で算出される当社普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲である 894 円～1,062 円のレンジに含まれていること等も勘案した結果、2021 年 9 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 900 円とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,222,357 株	-株	2,222,357 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（2,222,357 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,222,357 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け

等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

2,033,621,300 円

買付予定数（2,222,357 株）を全て買付けた場合の買付代金（2,000,121,300 円）に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公開買付け開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付け説明書その他の必要書類の印刷費等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2021年10月26日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特

別所得税 15.315%、住民税 5%) の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。)第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。)第 37 条の 14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が S M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が S M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、TCSグループ及び高山氏らとの間において、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、所有する当社普通株式の全てを応募する旨の合意をしており、2021年9月1日付で本応募契約を締結しております。詳細につきましては、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

（ご参考）2021年9月1日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）6,413,616株

自己株式数 2,430株

以 上